

# 東広島市国際化推進協議会入退会要領

## (趣旨)

- 1 この要領は、東広島市国際化推進協議会規約の趣旨に賛同し、法人（法人の支所、支店及び機関等を含む）、団体又は個人（以下、「団体等」という。）が東広島市国際化推進協議会（以下、「協議会」という。）へ入会する際の手続き又は、団体等が都合により協議会を退会する際の手続きに関して必要な事項を定めることにより、協議会の適正な運営を図ろうとするものである。

## (入会資格)

- 2 協議会へ入会しようとする団体等は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。
  - (1) 東広島市の国際化に寄与し、国際相互理解の増進と国際友好親善の促進を自ら行う団体等であること。
  - (2) 協議会において、営利活動、政治活動及び布教活動等を行わないこと。
  - (3) 法人及び団体の場合は、その運営について規約等を有しており、代表者及び役員等を民主的に選出していること。
  - (4) 個人の場合は、入会目的を明記するとともに、国際交流・協力活動の経験及び今後の活動予定があること。

## (入会方法)

- 3 入会を希望する団体等は、規約の趣旨をよく理解した上で、次の各号の定めに従って必要な書類を事務局に提出するものとする。
  - (1) 法人、団体の場合 協議会入会申込書（別記様式第1号）、当該団体の役員名簿、規約等（規約等がないときは、これらに準ずるもの）及び過去1年間の活動状況を記載した実績書
  - (2) 個人の場合 協議会入会申込書（別記様式第2号）

## (受理)

- 4 事務局は、申込書の提出があった場合は、提出書類に不足のないこと及び必要事項の記載漏れがないこと等を確認した上で受理しなければならない。

## (審査)

- 5 事務局は、受理した申込書類により団体等が協議会への入会について適当かどうか審査するものとする。この場合において、事務局は、団体等について入会の審査のために必要な調査をすることができる。

(審査意見書)

- 6 事務局は、前項の結果に基づき申込団体等についての入会審査意見書兼入会承認（不承認）審査書（別記様式第3号）を作成し、申込書類とともに協議会会長、副会長及び幹事に提出するものとする。

(承認等)

- 7 協議会会長、副会長及び幹事は前項により事務局から提出された申込書類及び入会審査意見書を書類審査し、申込団体等の入会の承認又は不承認をするものとする。  
入会承認又は不承認は、協議会会長、副会長及び幹事全員の承認をもって決定する。

(申込結果の通知)

- 8 事務局は、入会決定のお知らせ（別記様式第4号）又は入会申込結果についてのお知らせ（別記様式第5号）により申込結果を団体等に通知するものとする。

(退会)

- 9 団体等は、協議会を退会するときには、協議会退会届（別記様式第6号）を事務局に提出するものとする。

(会員資格の喪失)

- 10 会員は、次のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。  
(1) 退会届の提出をしたとき  
(2) 会員である団体等が消滅、又は会員本人が死亡したとき  
(3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき  
(4) 本会の目的にふさわしくない行為や本会の活動を妨げるような行為などを行ったと認められる場合であって、会長、副会長及び幹事全員が退会に同意したとき。

(退会及び会員資格の喪失の報告)

- 11 事務局は、退会又は会員資格を喪失した団体等について、退会後に行われる総会で報告するものとする。

(委任)

- 12 この要領に定めるもののほか、協議会への入退会手続きに関する必要な事項は、事務局が定める。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。